

災害時マニュアルの改訂に係る これまでの議論と第3版(案)

第1回検討会での議論

<議題>

1. モデル事業の結果報告

<モデル事業で得られた知見>

●石綿使用建築物等の把握の手順等・データベースの活用方法

①把握の対象とする建材

煙突断熱材を把握の対象とする場合は、アスベスト調査台帳には情報がないため、アンケート調査や現地調査等を実施する必要がある。

②建築物等の情報の入手・把握

アスベスト調査台帳は整備対象や整備状況が地方公共団体ごとに異なり、固定資産課税台帳は住所等の情報を入手できないこともあった。

③把握対象建築物等の絞り込み、対象とする建築物等への調査

対象となる建築物が非常に多く、一律に調査を行うことは困難。効率的に進めるためには把握対象建築物等の絞り込みを行って調査を行うことが重要。アナライザーの活用も有効。

④建築物等の所有者への連絡

民間建築物の所有者等への連絡は、基本的に把握した連絡先へのチラシ等の送付等で行える。

⑤データベースの整備・活用

記載項目例を示した上で、団体ごとに活用方法(石綿露出状況調査、環境モニタリングの地点選定、応急危険度判定を行う部署への情報提供、GIS)を見据えた整備を行うことが考えられる。

⑥普及啓発

継続的な普及啓発が効率的な調査につながる。

第1回検討会での議論

<議題>

2. 災害マニュアルの改訂方針の検討

<改訂の方針(案)>

- ① 平常時の石綿使用建築物等の把握に関する記載の充実。
- ② 法改正に対応した改訂。
- ③ 関連ガイドライン等の改訂の反映。
- ④ 地方公共団体へのヒアリングを実施し、結果を反映。

<検討事項>

1. 全体の構成として、追加、統合等した方がよい事項はあるか？
2. 平常時の把握、露出状況調査、応急対応を行うべき建材の範囲をどこまでとするか？
3. 石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材について、建築物等への立入不可の場合の事前調査、注意解体を行う場合の飛散防止措置はどのようにすべきか？
4. その他、大きく改訂すべき事項はあるか？

<方針(案)へのご意見>

- 現在の構成を維持することや法改正・関連ガイドライン等の反映については異論なし。
- 対象とする建材については様々な意見 (レベル1・2は対象とすべき、レベル2の応急対応はマンパワー的に難しい、レベル3も応急対応が必要な場合がある、フェーズごとに優先度を考慮する必要がある 注意解体の協議対象は、原則として届出対象特定工事とすべき 等)
- 廃棄物への対応や災害時の関連部局の連携・分担に係る検討、法整備についての意見も。

第1回検討会での議論

<議題>

3. 地方公共団体ヒアリング内容の確認

<ヒアリング方針(案)>

- ①ヒアリングの目的: マニュアル改訂に必要な知見や情報の収集
- ②ヒアリングの対象: ヒアリングの対象は大気汚染防止法の所管部署
- ③ヒアリング対象の選定条件: 近年災害時の石綿飛散防止対策を実施した経験を有する、平常時に石綿使用建築物等の把握に積極的に取り組んでいる、災害時の石綿飛散防止対策のマニュアルや体制を整備している
- ④ヒアリング内容
 - ・災害時の石綿飛散防止対策
体制、資機材の確保、露出状況調査・応急対応・環境モニタリングの実施状況、被災建築物の解体等工事
 - ・平常時の石綿使用建築物等の把握
建築物等の情報の把握、石綿使用状況の把握、石綿使用建築物等の情報の活用
 - ・その他
災害時全般への対応、マニュアルへの要望

<ヒアリング方針(案)へのご意見>

- ・水害時の石綿飛散防止対応の有無、各フェーズで対応可能な建材、応急危険度判定との連携等

※ヒアリング結果は第2回検討会で共有

第2回検討会での議論

<議題>

1. 災害時石綿飛散防止事例について

(1)(一社)建築物石綿含有建材調査者協会

①対象とする建材

- ・平常時の把握では、対象をレベル1・2に広げることもよいが、把握すること自体が難しい。災害時に一番危険性が高い吹付け石綿及び石綿含有吹付けロックウールをしっかりと把握することが重要(アスベスト調査台帳で把握されていない小規模の建築物が数多くある)。
- ・応急対応では、飛散性が高く、比較的使用状況が把握できるレベル1・2を対象とすることが現実的。
- ・復旧・復興期の解体・改修はすべての建材を対象とする。
- ・成形板等や塗材についても、注意解体を行う際の事前協議が必要なケースがある。

②平常時に把握した情報の露出状況調査への活用

- ・地域の実情に合わせた調査・計画が必要(防火地域・準防火地域の指定状況等)。

(2)(一社)日本アスベスト調査診断協会

災害時の課題・対応等

- ・初動対応者への呼吸用保護具の着用の研修、2次ばく露の防止の徹底が不可欠。
- ・解体状況等の継続的な監視(定点観測)が重要。
- ・みなしの多発による保管場所や最終処分場等のひっ迫が懸念される。

<主なご意見>

- ・ オンサイト分析が有効であった、階数による絞り込みや外観からの構造の見極めが有効である、石こうボードの大半は石綿無含有であるため安易にみなしとしない 等

第2回検討会での議論

<議題>

2. 地方公共団体等ヒアリング結果の報告

<ヒアリングで得られた知見・課題等>

① 平常時の石綿使用建築物等の把握

- アスベスト調査台帳の情報には建築物の所有者等の個人情報が含まれるが、使用目的や用途を限定することで、入手できる場合がある(特に同一地方公共団体の場合)。
- アスベスト調査台帳の石綿含有建材に関する情報は、建築基準法の吹付けアスベストが対象であり、またアンケート調査の結果である。
- 公共施設での石綿使用状況等について、所管部局が正しく把握していない場合がある。
- 環境部局による、民間及び公共施設の石綿使用有無の調査による石綿使用状況の補完・把握は困難。
- 建物情報等のマップ化等の活用が検討されている。

② 対象とする建材

- 平常時の把握は吹付け石綿及び断熱材等(煙突断熱材に限定との意見も)。成形板等は現実的ではない。
- 応急対応も平常時と同様であり、成形板等については個別に判断、仮置場での対応がメインとの意見も。

③ 他情報との連携等

- 罹災証明のための住家被害認定調査では、建物所有者による写真判定の導入が進められている。
- 一部の地方公共団体では、防災のDX化を検討している

<マニュアルへの要望等>

- 水害の際に、乾燥する目的で天井や壁の成形板等が撤去されたと思われる事例が見受けられたため、呼吸用保護具の着用等の周知が必要。
- 仮置場には、発災後すぐに成形板等が搬入されるため、フレコンバッグに入れて保管する等の指導が必要。
- 露出状況調査の進め方の目安(専門家が派遣されるまでに実施しておくべきこと等)を示してほしい。
- (知見があれば)モニタリングで石綿繊維数濃度が検出された場合の対策事例や成形板等の飛散リスク。

第2回検討会での議論

<議題>

3. 災害時マニュアルの改訂について

<骨子案> (1) 対象とする石綿含有建材

① 平常時に把握する石綿含有建材

- ・把握の対象とする石綿含有建材は、原則として全ての石綿含有建材とする。
- ・飛散するおそれが多い石綿含有吹付け材を最も優先的に把握する。また、石綿含有保温材等も可能な限り把握することとし、特に、石綿を含有する煙突断熱材は煙突の倒壊・損壊により石綿が露出し、飛散するおそれが比較的多いと考えられるため、石綿含有吹付け材と同様に最優先で把握する。
- ・石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材については、建築物等の改造・補修時に行った事前調査結果の報告内容を整理しておく等、可能な範囲で把握の対象とすることが望ましい。

<主なご意見等>

- ・現行のマニュアルと同様に、課税台帳等、石綿の有無の情報がなくても構造や年代等の情報で災害時に活用できるといったことも併記すべきである。
- ・平常時に石綿の有無を把握しておくことを否定はしないが、現実的には難しく、やると書かれてしまうと地方公共団体としてもつらい(飛散リスクがある解体現場に重きを置かざるを得ない)。また、情報の精度が十分なものではなく、苦労して調査しても災害が起こったら実際には石綿があったという事例も出てくると思われる。
- ・成形板等の把握について、建物を管理する上では改修は避けて通れないため、情報を蓄積していくことが必要である。災害時に限らず、通常使用時の石綿情報を蓄積していくというポイントで広げるべき。原則としてすべての建材ということであれば記載すべきである。
- ・法改正の審議の中で把握に努める必要があるということに加わったのは重い。一方で災害を経験されて把握にも努められている地方公共団体でも難しいという意見も理解できる。合理的に把握ができ、災害時に役立つ方法を示せばよいと思う。

第2回検討会での議論

<議題>

3. 災害時マニュアルの改訂について

<骨子案> (1)対象とする石綿含有建材

②応急対応の対象とする石綿含有建材

- 建築物等の倒壊・損壊により露出した石綿含有吹付け材は、飛散するおそれがあることから、**応急対応の対象とする。**
- 石綿含有保温材等についても、飛散防止の観点から**応急対応の対象とすることが望ましい。**特に屋外において使用されている石綿含有断熱材や保温材は当該施設の破損等により、**大気環境中に飛散するおそれがあることから対象とする**(例えば、煙突断熱材は煙突の破損によって露出するなど)。
- **石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材については、可能な限り応急対応の対象とする。**例えば、水害により建築物の天井に使用された岩綿吸音板が水につき、落下・破損して飛散のおそれが生じた事例もある。
- 石綿露出状況の把握は、**原則として石綿含有吹付け材及び石綿含有保温材等を対象とする。**ただし、**その他の石綿含有建材においても、石綿の飛散のおそれが考えられる場合は、露出状況を確認する。**

<主なご意見等>

- 特になし

第2回検討会での議論

<議題>

3. 災害時マニュアルの改訂について

(2) 平常時の準備

- ① 図2.1に石綿使用建築物等の把握の手順を掲載したが、これでよいか。
- ② 石綿露出状況等の確認調査や環境モニタリングにおける協定の締結について記載したが、さらに具体的に記載をした方がよいか？

<主なご意見等>

- ・特になし

(3) 注意解体時の事前協議

- ① 建築物等に立ち入りができず、注意解体を行う際の協議は、石綿含有吹付け材と石綿含有保温材等を対象とすることでよいか。
- ② 届出の対象となる石綿含有建材が使われている可能性のある建築物等は表5.4で説明しているが、内容に問題はないか

<主なご意見等>

- ・石綿含有成形板等の飛散リスクはケースバイケースである。成形板等であっても**飛散やばく露のリスクが高い場合は協議を行うといった補足を加えてはどうか。**
- ・人がいたり避難所が近い場合には飛散やばく露のリスクが高いため協議が必要ではないか。
- ・成形板等は極めて限定的で、該当するケースを分かりやすく示さないと対応できないのではないか。
- ・仮置場以降の破砕を防ぐための担保が重要。
- ・要注意箇所はあくまでそういったケースが多いということであって、すべてが網羅されるわけではないが、表5.4はこのような書き方になる。

第2回検討会での議論

<議題>

3. 災害時マニュアルの改訂について

(4) 注意解体時の石綿飛散防止措置

- ・建材への固着防止のため「薬液散布等が望ましい」を削除したが問題ないか。

<主なご意見等>

- ・吹付け材に限定しているように感じる。全体を通じて吹付け材以外の建材にどこまで対応しているのか、どこまで対応してもらおうとしているのかももう少し意思統一が必要。散布ではないが、仕上塗材には薬剤を使用した剥離剤工法もある。

(5) その他

<主なご意見等>

- ・露出状況調査について、立入権限との関係についても触れてほしい。
- ・書いただけで終わらないよう実効性を高める必要がある。権限や法的な根拠にもつながり書きづらい点はあるが、材料や記載方法には工夫の余地はある。
- ・マニュアルも第3版となり、膨大な量となっているため図やイラストを入れてわかりやすくしてほしい。また、概要版の作成も必要。

マニュアル第3版(案)について

- 紫色の箇所が前回骨子案からの変更点である。
- 記載事項追加に伴うページ数増加のため、引用法文の掲載は省略した。
- その他、主な変更点は以下のとおりである。

第1章 総則

2. 本マニュアルの用語

- 関係法令等の名称、石綿含有建材の名称、その他の用語に分けて整理した。

p.2 (抜粋)石綿含有建材の名称

石綿を含有する建材については、法令により用語が異なることから、本マニュアルでは以下の表現に統一する。

本マニュアルで 使用する用語	大防法		安衛法
	法律、施行令	施行規則	石綿則
○石綿含有建材	○特定建築材料		○石綿等
・石綿含有吹付け材	< 法 律 > 吹付け石綿その他の特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる建築材料で政令で定めるもの	・吹付け石綿	・吹き付けられた石綿
・石綿含有保温材等		・石綿含有断熱材等	・石綿含有保温材等
・石綿含有成形板等		・石綿含有成形板等	・石綿含有成形品
・石綿含有仕上塗材	< 施 行 令 > 吹付け石綿その他の石綿を含む建築材料	・石綿を含有する仕上塗材	・石綿含有仕上げ塗材

備考) 石綿含有吹付け材及び石綿含有保温材等を「石綿含有吹付け材等」と表現する。

マニュアル第3版(案)について

第1章 総則

4.3 飛散・ばく露防止対策の対象とする石綿含有建材の優先順位

- 新たに飛散・ばく露防止対策の対象とする石綿含有建材の優先順位の表を作成した。

p.9 表1.5 飛散・ばく露防止対策の対象とする石綿含有建材の優先順位

段階	工程・記載章	石綿含有建材の種類				
		石綿含有吹付け材 (レベル1)	石綿含有保温材等 (レベル2)		石綿含有仕上塗材	石綿含有成形板等 (レベル3)
			煙突断熱材	その他		
平常時	石綿使用建築物等の把握【第2章】	優先順位1	優先順位1	優先順位2	優先順位3	
応急対応時	石綿露出状況等の把握【第3章】	優先順位1			優先順位2	
	石綿の飛散・ばく露防止の応急措置【第3章】	優先順位1			損壊等により石綿飛散のおそれがある場合は措置を行う	
復旧・復興時	建築物等の解体等の際の事前調査【第5章】	全ての石綿含有建材を対象とする				
	建築物等の解体等の飛散防止措置【第6章、第7章】	全ての石綿含有建材を対象とする				

備考) 環境モニタリングの地点設定に当たっては、石綿含有建材の種類だけでなく、建築物の被災状況、被災建築物の所在状況等を考慮する(表4.1参照)。

第2章、第3章の冒頭にも該当部分を掲載

マニュアル第3版(案)について

第2章 平常時における準備

2. 平常時における石綿使用建築物等の把握

- 建築物等の石綿使用状況について、情報収集に努めることが望ましいとした。
- 石綿の使用の有無まで把握できなくても、建築物等の情報を収集しておくことで、応急対応の基礎資料とすることができるとした。

p.12

大防法第18条の24において国の施策として、建築物等に石綿含有建材が使用されているか否かを把握するために必要な情報の収集、整理及び提供の実施に努めなければならないとしている。また、同法第18条の25において地方公共団体の施策として、建築物等の所有者等に対し、石綿含有建材及び建築物等に石綿含有建材が使用されているか否かの把握に関する知識の普及を図るよう努めることとしている。

平常時に建築物等における石綿使用状況を把握しておくことで、災害発生時の迅速な石綿飛散・ばく露防止に係る応急対応に活用することができる。そのため、地方公共団体は、平常時から建築物等の石綿使用状況（又は石綿を使用している可能性のある建築物等の情報）について、情報収集に努めることとする。なお、建築物等の石綿使用の有無まで把握することが難しい場合においても、建築物等の情報を収集・整理しておくことで、応急対応の際の基礎資料とすることができる。

平常時に石綿使用建築物等の把握を行う際の参考として、以下に把握の対象とする石綿含有建材や手順等を示す。

マニュアル第3版(案)について

第2章 平常時における準備

2.2 石綿使用建築物等の把握の手順

2.3.1 既存情報の整理

- あくまで手順や情報整理の例であり、地方公共団体の実情に応じて実施内容や手順は適宜検討するものとした。
- 石綿の有無まで把握されていなくても、確認対象建築物のリストとして活用できるとした。
- アスベスト調査台帳の調査結果の精度を考慮した上で活用することを記載した。

p.13 2.2 石綿使用建築物等の把握の手順

石綿使用建築物等を把握するための手順の例を図2.1に示す。

下記の手順例を参考に、地方公共団体の実情に応じて実施内容や手順を適宜検討する。例えば、手順のうち建築物等の情報収集までを実施した場合でも、災害時の露出状況調査の際の参考情報として使用することができる。

各事項の詳細については、2.3を参照。

p.14 2.3 石綿使用建築物等の把握の方法

2.3.1 既存情報の整理

地方公共団体は、これらの情報の所管部署と連携して、保有する情報を整理する。

なお、既存情報で石綿の有無の把握まで行われていない場合でも、災害時の露出状況調査の際の確認対象建築物のリストとして使用することができる。

(1) アスベスト調査台帳

さらに同台帳は、石綿の知識を持たない建築物所有者へのアンケート等によって石綿使用の情報を整理している場合があることから、同台帳を活用する際は、調査方法を確認し、調査結果の精度を考慮した上で活用する必要がある。

マニュアル第3版(案)について

第2章 平常時における準備

2.3.1 既存情報の整理

(4)大防法の事前調査結果報告

- ・大防法の事前調査結果の報告の情報活用について、記載を拡充した。

p.15 石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材については届出対象ではないが、建築物等の改造・補修工事の際に行った事前調査結果の報告が活用できる可能性がある。例えば、改造・補修を行う建築物等の事前調査結果の報告で石綿含有成形板及び石綿含有仕上塗材の使用が明らかになれば、当該建築物等には改造・補修を行う部分以外にもそれらの石綿含有建材が使用されている可能性があることが把握できる。

石綿事前調査結果報告システムでは、事業者から報告された内容を一覧表形式でダウンロードすることができるため、必要に応じて活用する。

マニュアル第3版(案)について

第2章 平常時における準備

2.3.2 対象とする建築物等の整理

- 優先順位を付けて効率的に把握することを記載した。
- 石綿が多用された年代の図を追加した(図2.2)。
- 地域を追加した((3)及び表2.3)。

p.15~18 石綿を使用している可能性のある建築物等の把握に当たっては、石綿含有吹付け材使用の可能性の点から、以下の建築物等の建築年代、構造等、地域、用途等の情報を基に優先順位を付けることで、効率的に把握を行うことができる。

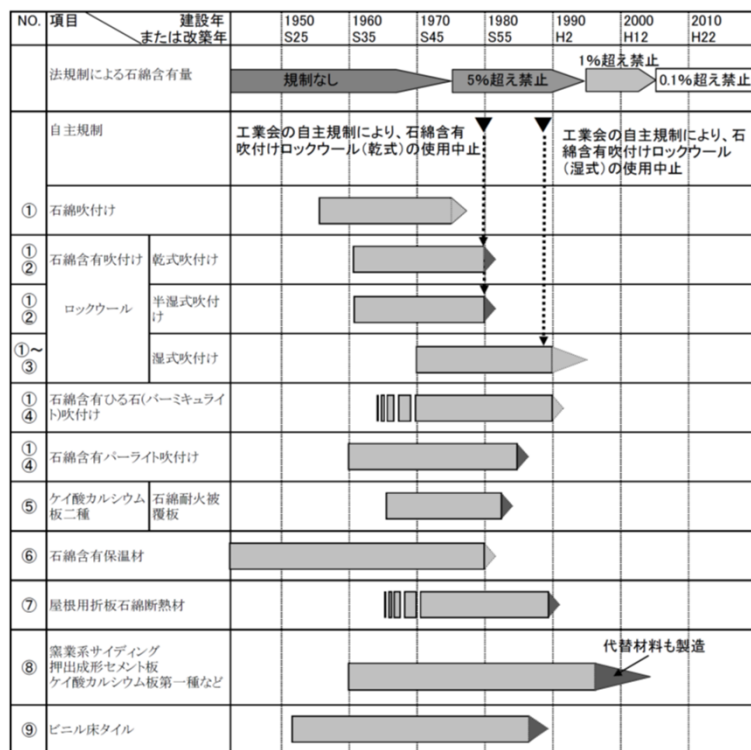


図2.2 石綿が多用された年代

表 2.3 防火地域等と耐火建築物等

階数	防火地域内の制限 (注1)		準防火地域内の制限		
	延べ面積		延べ面積		
	100 m ² 以下	100 m ² 超	500 m ² 以下	500 m ² 超 1,500 m ² 以下	1,500 m ² 超
4階建て以上	耐火建築物		耐火建築物		
3階建て					
2階建て	準耐火建築物		その他		
1階建て					

(注1) 以下は上表の限りではない。

- 1 延べ面積が50 m²以内の平家建の附属建築物で、外壁及び軒裏が防火構造のもの
- 2 卸売市場の上家又は機械製作工場で主要構造部が不燃材料で造られたものその他これらに類する構造でこれらと同等以上に火災の発生のおそれの少ない用途に供するもの
- 3 高さ2mを超える門又は塀で不燃材料で造り、又は覆われたもの
- 4 高さ2m以下の門又は塀

(注2) 外壁の開口部の構造及び面積、主要構造部の防火の措置その他の事項について防火上必要な政令で定める技術的基準(建築基準法施行令第136条の2)に適合する建築物。

<参考> 準防火地域内にある木造建築物等(建築基準法第23条で規定するもの)は、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造とし、これに附属する高さ2mを超える門又は塀で当該門又は塀が建築物の1階であるとした場合に延焼のおそれのある部分に該当する部分を不燃材料で造り、又はおおわなければならない。

出典：建築物石綿含有建材調査マニュアル 平成26年11月 国土交通省

マニュアル第3版(案)について

第2章 平常時における準備

2.3.4 調査の実施

- ・現地調査は知見を有するものに実施させることが望ましく、調査により石綿の有無が明らかになった場合には解体等工事を行う際の事前調査結果の一部として使用できることを追記した(ただし、簡易判定の場合は適用外)。

p.23 現地調査を行う場合は、大防法の事前調査と同様に「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」(平成30年10月23日告示)により登録された機関が行う講習を修了した「特定建築物石綿含有建材調査者」、「一般建築物石綿含有建材調査者」、「一戸建て等建築物石綿含有建材調査者(一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部に限る)」又はこれらの者と同等以上の能力を有すると認められた者(令和5年10月までに(一社)日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者)が行うことが望ましい。

また、現地調査で建材の石綿含有の有無が明らかになった場合、当該調査結果は建築物等の解体等を行う際の事前調査結果の一部として活用することも可能なため、調査結果は建築物等の所有者等にも連絡し、保管を依頼することが望ましい(ただし、分析調査を行わず簡易判定を行った場合は、石綿なしの根拠とすることはできない)。

マニュアル第3版(案)について

第2章 平常時における準備

3.1.3 応急対応

- ・災害時支援協定の例を示した(表2.6)。

p.29 表2.6 災害時支援協定の例

協定を締結した団体	締結先地方公共団体等
(一社) 建築物石綿含有建材調査者協会	2018年：豊田市、福岡市、環境省関東地方環境事務所・国立環境研究所・埼玉県環境科学国際センター、世田谷区、長野県 2019年：横浜市 2020年：堺市、尼崎市、文京区 2021年：浜松市、西宮市、東京都 2022年：広島市、九州・山口9県
(一社) 日本アスベスト調査診断協会	2018年：長野県 2022年：九州・山口9県

第3章 災害発生時の応急対応

1. 応急対応の対象とする石綿等

- ・ロックウール吸音天井板やスレート波板の事例を追加(本文及び図3.1)。

p.42~43



マニュアル第3版(案)について

第3章 災害発生時の応急対応

3. 石綿露出状況等の把握

3.2.6 確認調査の実施

- ・協力を依頼した技術者が到着するまでに実施すべき事項を記載した。

p.52

地方公共団体は、協力を依頼した技術者等が到着する前に以下の情報の整理及び準備をしておくことが望ましい。

- ・確認調査対象の建築物等の情報整理

確認調査を行う被災建築物等の決定の際に参考とした、建築物等の建築年や構造、階数、防火地域・準防火地域の指定の有無といった石綿の使用の可能性を判断するための情報を整理する。

- ・確認調査対象の建築物等の位置情報の整理

地図に確認調査対象の建築物等の場所を示しておく等、協力する技術者等にも位置が明確となるよう、情報を整理する。必要に応じて地方公共団体の職員があらかじめ現場下見を行うことも考えられる。建築物等の位置は紙の地図を準備するほか、電子端末で確認をすることも考えられる。

また、確認調査を行う中で調査対象としていなかった建築物等に露出した石綿を発見する可能性も考えられるため、建築物等の位置を記録できるよう準備を行う。

- ・確認調査を行う体制及び工程の整理

確認調査は、地方公共団体の職員と石綿含有建材に関する知識を有する技術者等数名をひとつの班として行うことが考えられる。そのため、対応できる職員や技術者の人数から、班編成を検討しておく。

また、班編成に応じてひとつの班が確認調査を行う範囲と日程について、検討しておく。

- ・所有者等に配布する周知文書の準備

確認調査で石綿が含まれている建材の露出を確認した場合、当該建築物等の所有者等に応急対応を依頼することとなる。被災時は建築物等の所有者等が不在のことも多いため、ポストに投函できるよう周知文書を紙で準備する。周知文書の例は(※3-2)を参照すること。

マニュアル第3版(案)について

第5章 調査・計画・届出

3. 災害時における事前調査の手順

3.3 「立入可」の場合の対応

3.3.1 目視調査

- 石こうボードを安易にみなしとせず、適切に確認を行うことが望ましいことを記載した。

p.71

また、成形板等のうち、せっこうボードは多量に使用されているが、石綿を含有するものは限定的とされている。そのため、安易に石綿含有みなしとせず、適切に含有の確認を行うことが、石綿含有廃棄物の最終処分量の削減の観点から望ましい。

第5章 調査・計画・届出

3. 災害時における事前調査の手順

3.4 「立入不可」の場合の対応

- 石綿の飛散が想定される場合には、届出の対象となる石綿含有建材が使用されていないと考えられる建築物等においても協議を行うこととした。

p.73

【実施事項】届出の対象となる石綿含有建材が使用されていないと考えられる建築物等においても、石綿の飛散が想定される場合には、関係機関と協議を行う。

【解説】また、届出の対象となる石綿含有建材が使用されていないと考えられる建築物等においても、石綿を含有する可能性がある建築材料が著しく破損して屋外に露出している等、石綿の飛散が想定される場合には、関係機関と協議を行うこと。

マニュアル第3版(案)について

第5章 調査・計画・届出

7. 解体等工事発注時の留意事項

7.1 被災建築物等の解体等工事発注時の留意事項

7.2 公費解体の発注時の留意事項

- ・公費解体の発注仕様書の例を第12章から移動し、解体等工事発注時の留意事項を集約した。

p.81 (2) 大防法所管部署は、公費解体の発注仕様書に石綿含有建材の事前調査や飛散防止措置等に関する事項が盛り込まれるように、当該市区町村の担当部署を支援する必要がある。参考に、熊本の水害における解体等工事の発注仕様書例を示した（※5-6）。

第6章 解体等工事の周辺への周知

- ・事前調査の記録の写しを解体等現場に備え置くことを追加した。

p.86

【実施事項】 解体等作業の実施に当たっては、事前調査の記録の写しを解体等工事の現場に据え置くとともに、掲示については平常時以上により分かりやすい場所へ確実な設置を行うこと。

【解説】 大防法第18条の15第5項では、事前調査を行った者は、事前調査の記録の写しを解体等工事の現場に据え置き、かつ、解体等工事の場所において公衆に見やすいように掲示しなければならないと規定されており、同法施行規則第16条の9及び第16条の10には掲示の方法及び事項が定められている。また、特定粉じん排出等作業に該当する場合には、大防法施行規則第16条の4に基づいて、必要事項を表示した掲示板の設置が必要となる。

石綿則においても、事前調査の記録の写しの備え付けや調査結果の掲示の義務が規定されている他、厚生労働省から関係業界団体等に対し、石綿ばく露防止対策等の実施内容の掲示について通知が行われている（平成17年8月2日基安発第0802001号）。

マニュアル第3版(案)について

第7章 解体等工事における石綿の飛散防止

1. 解体等工事における安全確保と石綿飛散防止等の責任

- ・災害時においても平常時と同様に大防法、安衛法及び石綿則が適用されること、下請負人の責務を追加した。

p.91~92

(1) 元請業者又は自主施工者の責務

災害時の解体等工事においても、平常時と同様に大防法、安衛法及び石綿則が適用される。

(3) 下請負人の責務

安衛法及び石綿則は下請負人にも適用される。また、大防法においても、解体等工事の元請業者及び自主施工者に加え、下請負人についても作業基準や除去等の措置を遵守する義務が適用された(法第18条の19、第18条の20、第18条の21及び第18条の22)。

解体等工事の発注者や元請業者に協力して各種法令を遵守し、安全に作業を実施すること。

第10章 水害や津波等における留意事項

2. 水害・津波等により流出した石綿含有建材の確認及び回収(応急対応)

- ・津波だけではなく、水害や土砂災害においても混合廃棄物の問題が生じるため、タイトルを「水害や津波等」に変更した。

5. その他の留意事項

- ・水害等により建築物が浸水した場合に成形板等を撤去する例が確認されており、石綿が含有している可能性があることから、防じんマスク等の着用について周知を行うことが望ましいことを記載した。

p.121~127

マニュアル第3版(案)について

第12章 地方公共団体による立入検査

3. 立入検査

3.1 立入検査内容

- ・届出対象でない解体等工事においても、相当数の木造家屋等の解体が短期間に集中するおそれがあることから注意が必要であることを追記した。

p.135

(4) 石綿の飛散防止措置が適切に講じられていることの確認

届出対象でない解体等工事現場についても、相当数の木造家屋等が短期間で集中的に解体されるため、周辺への飛散、ばく露リスクが懸念される。特に石綿含有仕上塗材を電動工具を用いて除去する場合や石綿含有けい酸カルシウム板第1種を破碎して除去する場合は、適切に隔離（負圧不要）されているか注意が必要である。

参考資料2 災害時の大気中石綿濃度

- ・平成29年度以降の災害における測定事例を追加。

参考資料3 注意解体のための協議資料の例

- ・旧参考資料3の「事前調査結果報告書の例」を削除した。

参考文献等

- ・ 事前調査、建築物の解体等、モニタリング、廃棄物処理、その他に分けて整理・更新